

税率表

区分	法人の種類	所得等の区分	税率					
			平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
ア イ及びウ以外の事業	①普通法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	
		年800万円を超える所得及び軽減税率不適用法人	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	
	②特別法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%
		年400万円を超える所得及び軽減税率不適用法人	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	
	③外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人）	所得割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	
		年800万円を超える所得及び軽減税率不適用法人	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
		付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	
		資本割	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	
イ	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を除く）・ガス供給業・保険業・貿易保険業	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	
ウ 小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業	①②の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	
		所得割	—					1.85%
	③の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	
		付加価値割	—					0.37%
		資本割	—					0.15%

※特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。
 ※太枠の税率により計算した法人事業税額（所得割額・収入割額）が特別法人事業税の課税標準となります。
 ※特別法人：医療法人や協同組合などの法人。
 ※軽減税率不適用法人：資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ、3県以上の都道府県に事務所等を有する法人。

3 特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率	
		令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	260.0%	260.0%
	特別法人	34.5%	34.5%
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37.0%	37.0%
基準法人収入割額	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を行う法人以外の法人	30.0%	30.0%
	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を行う法人	30.0%	40.0%

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、特別法人事業税が適用されます。
 ※特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。
 ※基準法人所得割額・基準法人収入割額とは、2の表により算出された法人事業税の所得割額（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業に係る所得割額を除きます。）・収入割額のことです。

4 地方法人特別税

課税標準	法人の種類	税率		
		平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	67.4%	93.5%	414.2%
	外形標準課税法人以外の法人	43.2%	43.2%	43.2%
基準法人収入割額		43.2%	43.2%	43.2%

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止されました。